
一般社団法人 不動産競売流通協会

**「競売不動産取扱主任者[®]」が、
日本不動産仲裁機構(法務大臣認証裁判外紛争解決機関)におけるADR調停人の
基礎資格に認定**

一般社団法人 不動産競売流通協会(所在地:東京都港区芝大門2-10-1 代表理事青山一広)は、
「競売不動産取扱主任者」が一般社団法人 日本不動産仲裁機構(法務大臣認証裁判外紛争解決
機関)におけるADR調停人の基礎資格として認定を受けたと発表した。

(※ADR (Alternative Dispute Resolution) = 「裁判外紛争解決制度」)

これに伴い、ADR調停人となった競売不動産取扱主任者は、当該機構が実施する不動産競売に
起因する紛争や占有者解除トラブル等におけるADR業務を実施することができるようになる
ため、社会的な信頼性がなお一層向上し、資格保有者の活躍の場はさらに広がることになる。

(URL : <http://fkr.or.jp/certification/>)

■競売不動産取扱主任者[®]とADR認定の背景

本来、弁護士でない者は、報酬を得て法的なトラブルに介入することは認められておらず(弁
護士法第72条) これまでは、業務上のお客様からの相談や現場調査などを受けた場合でも、ト
ラブルの内容自体に関わることは弁護士法違反(非弁行為)となる恐れがあった。今後、競売不
動産取扱主任者が日本不動産仲裁機構のADR調停人となることで、「不動産競売」専門分野の
範囲については、当該機構が実施するADR手続において最終的な和解のあっせんまでを正当な
業務として実行可能となるため、業務の信頼性が飛躍的に向上する。

また、当該手続においては、ADRを担当した調停人も、当該機構の報酬規程に伴い、報酬を
受け取ることができる。さらに、認定事業者である当該機構の行うADRには、①時効の中断、
②訴訟手続きの中止、③調停前置原則の不適用といった強い効果が認められる。

現在、競売不動産取扱主任者は全国に約2,500名。日本不動産仲裁機構の調停人になるため
には、当該機構が指定する調停人研修の受講が必要である。(https://jha-adr.org/adr/)

【一般社団法人不動産競売流通協会とは】

競売不動産を正しく広め、一般的に流通させる事を目的とし、競売サポート業者への教育活動、
競売不動産のデータベース化及びプレスなどへの公表など行っております。

また、全国の競売物件を検索できる競売物件検索ポータルサイト「981.jp」を運営しており
ます。

詳しくは、<http://fkr.or.jp/about/about.html> をご参照ください。

■会社概要

商号 : 一般社団法人不動産競売流通協会

本店所在地 : 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-1 第一大門ビル 7 階

設立日 : 2008 年 12 月 10 日

代表者 : 代表理事 青山 一広 (あおやまかずひろ)

URL : <http://fkr.or.jp/>

運営サイト : <http://981.jp/>

全国 385 社 (2017 年 8 月 1 日現在) の宅建業者が会員として加入しております。

<本リリース及び取材に関するお問い合わせ先>

一般社団法人不動産競売流通協会

担当 : 細沼 裕子

Tel : 03-5776-0981

Email : hosonuma@fkr.or.jp